

いすみ市
子どもの未来応援事業計画



平成 30 年 3 月

いすみ市

いすみ市子どもの未来応援事業計画の 策定にあたって



近年、子どもや子育ての社会情勢の大きな変化により、国は新たな支え合いの制度として、平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度」を施行しました。また、同じ時期に子どもの貧困への社会的な支援が取り込まれるようになりました。

いすみ市では、「いすみ市子ども・子育て支援事業計画」により、「いきいき子育て のびのび子育て いすみ」の基本理念のもと、多様なライフスタイルに対応した子育て支援に取り組んでいるところであります。

このような中、子どもを取り巻く社会環境等の動向・変化を踏まえ、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない環境整備は重要との考えのもと「いすみ市子ども・子育て支援事業計画」の部門計画として、「いすみ市子どもの未来応援事業計画」を策定いたしました。

日本の将来を担う子どもは国の宝です。大切な子どもたちが夢や希望を持てるように、地域社会で応援していくことが国・自治体が取り組むべき重要な課題であり、この解決こそが希望のもてる将来につながるものと考えます。

今後とも、子どもの未来応援のため更なるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきましたいすみ市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、計画策定にご協力いただきました多くの皆様に、心から敬意と感謝を申し上げます。

平成30年3月

いすみ市長 太田 洋

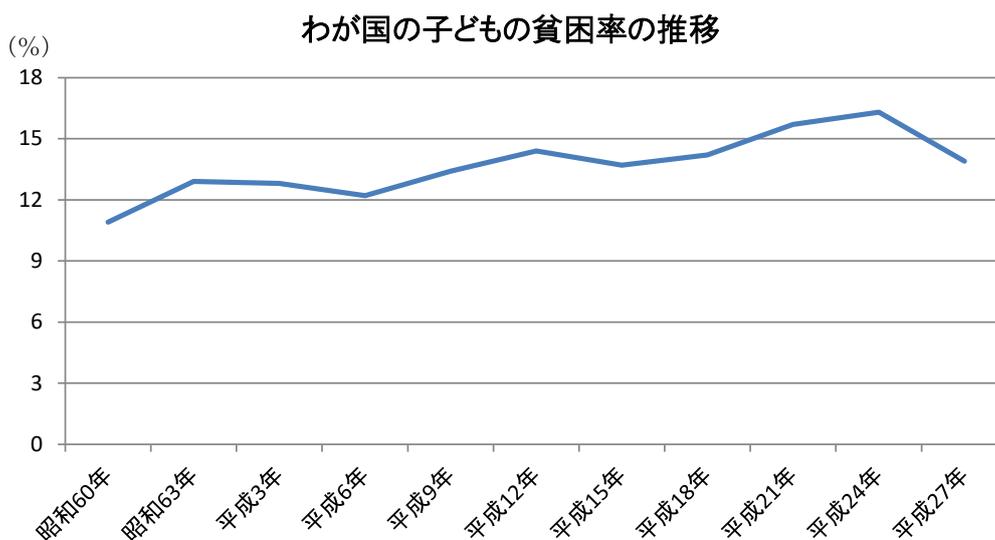
目 次

1. はじめに.....	1
2. 計画の基本的な考え方.....	2
3. データからみられる現状.....	3
4. アンケートからみられる現状.....	9
5. 計画の理念.....	24
6. 施策の体系.....	25
7. 計画の推進・進行管理.....	33

1. はじめに

わが国全体における少子高齢化や世帯構造の変化、様々な社会経済状況の変化によって、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。そのような中、子どもたちが自分の個性・可能性を伸ばし、未来を切り拓いていけるように支援していくことは、わが国全体の重要な課題となっています。

平成 28 年国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、わが国の子どもの貧困率は近年上昇傾向で推移していましたが、12 年ぶりに減少（13.9%）したと発表されています。



出典：国民生活基礎調査

しかしながら国際的にみると、日本の子どもの貧困率は、OECD（経済協力開発機構）加盟国の平均（13.5%）をいまだ上回っています。

国においては、こうした貧困の一因としての世代間の「貧困の連鎖」を課題視し、子どもの成育環境の整備と、教育を受ける機会の均等化を図り、生活の支援、保護者への就労支援、経済支援などをあわせて、子どもの貧困対策を総合的に推進することを定めた、「子供の貧困対策に関する大綱」を平成 26 年 8 月に策定しました。

本市としても、こうした動きを受け、子どもと子育て家庭に最も身近な地域の取組の方向性を示していくことが求められています。

《法律制定の意義》

- ◇ 「子どもの貧困」に焦点をあてた法律が制定され、子ども期の特性に即した対策の推進の明文化
- ◇ 内閣府、文部科学省、厚生労働省など省庁横断的な対応
- ◇ 国だけでなく地方公共団体が子どもの貧困対策に取り組む法的根拠
- ◇ 住民をはじめ多様な主体の取組の活性化を推進
- ◇ 子どもの貧困の状況、施策の実施状況を毎年報告

2. 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

子どもの貧困率が上昇傾向であることから、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の成立、「子供の貧困対策に関する大綱」の制定など、子どもの貧困への社会的な支援が特に大きく取り組まれるようになってきています。

子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することなく、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現に向け、いすみ市の未来を支える子どもの成長を応援するための総合的な政策方針として、本計画を策定します。

2 計画の位置づけ

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第4条に基づく計画であるとともに、「いすみ市子ども・子育て支援事業計画」の部門計画として、子どもの貧困対策や、子どもが自己肯定感を持って将来への希望に挑戦していくことを応援するための施策・事業を定めた計画とします。

また、「いすみ市総合計画」、「いすみ市地域福祉計画」に定めた政策理念のもと、教育、保健などと連携しながら、子どもの最善の利益を実現する計画とします。

3 計画期間

平成30年度から平成34年度までの5年間を基本としますが、「いすみ市子ども・子育て支援事業計画」の期限である平成31年度に、本計画のあり方については再検討を行います。

3. データからみられる現状

1 わが国の子どもの貧困の状況

I 貧困の状況

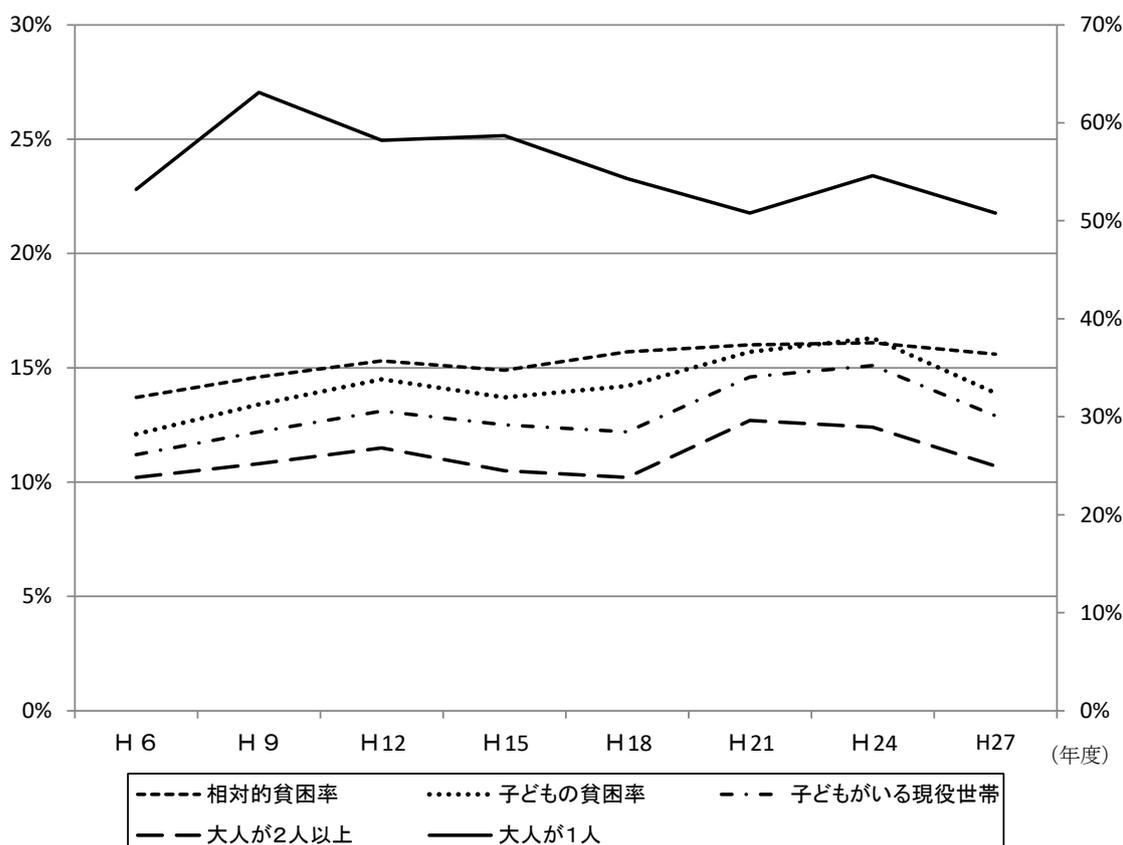
「国民生活基礎調査」によると、これまで増加傾向がみられた貧困に関する諸指標が、平成 27 年度に改善傾向がみられています。特に、子どもの貧困率（貧困世帯で暮らす 17 歳以下の子どもの割合）は、平成 24 年度の 16.3%から平成 27 年度には 13.9%となっており、平成 15 年度水準まで回復しています。また、子どもがいる現役世帯のうち、大人が 1 人だけの世帯（ひとり親世帯等）の相対的貧困率は 50.8%と依然高い値ですが、平成 9 年度頃のピークからみると大きく改善しているといえます。

貧困率の推移

（単位：円）

	H 6 年度	H 9 年度	H 12 年度	H 15 年度	H 18 年度	H 21 年度	H 24 年度	H 27 年度
相対的貧困率	13.7	14.6	15.3	14.9	15.7	16	16.1	15.6
子どもの貧困率	12.1	13.4	14.5	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9
子どもがいる現役世帯	11.2	12.2	13.1	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9
大人が 1 人	53.2	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8
大人が 2 人以上	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7
貧困線	144 万円	149 万円	137 万円	130 万円	127 万円	125 万円	122 万円	122 万円

出典：国民生活基礎調査（厚生労働省）



【解説】子どもの貧困に関する指標

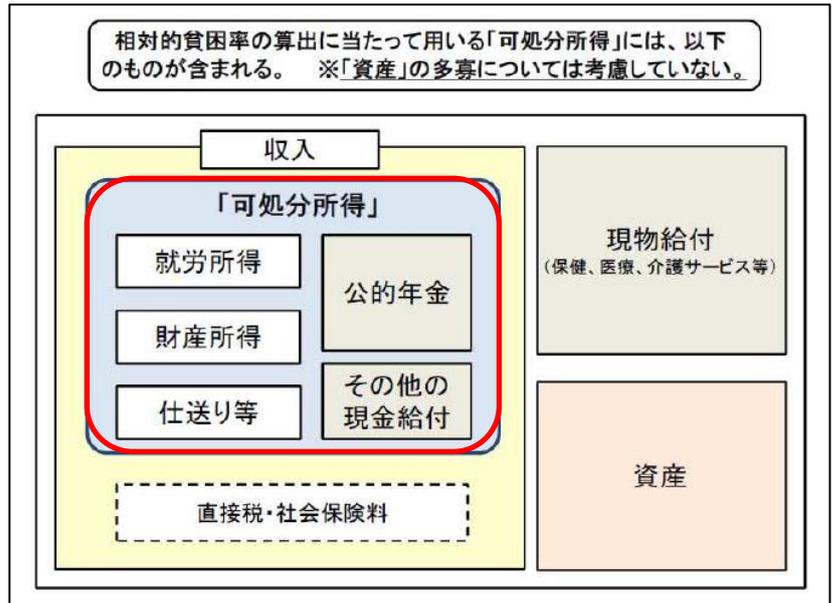
1 貧困線

統計上、必要なものを購入して生活を支えられる最低限と考えられる収入水準。等価可処分所得(世帯の手取り収入を世帯人員の平方根で割った値)の中央値の半分の額が、その収入水準とされている。

可処分所得の考え方

2 相対的貧困率

貧困線を下回るひとの割合。



出典：厚生労働省作成資料

3 子どもの貧困率

17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合。

<参考> 算出式

$$\text{子どもの貧困率} = \frac{\text{相対的に貧困の状況にある17歳以下の者の数として厚生労働大臣が定めるところにより算定した数}}{\text{国民生活基礎調査統計における17歳以下の者の総数}}$$

4 子どもがいる現役世帯の貧困率

①「大人が1人」の貧困率とは、

現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満の世帯)のうち、「大人が1人と17歳以下の子どもがいる世帯」に属する世帯員の中で、貧困線に満たない当該世帯の世帯員の割合をいいます。

「大人」には、親以外の世帯員(祖父母、18歳以上の兄弟など)も含まれます。

②「大人が2人以上」の貧困率とは、

現役世帯のうち、「大人が2人以上と17歳以下の子どもがいる世帯」に属する世帯員の中で、貧困線に満たない当該世帯の世帯員の割合をいいます。

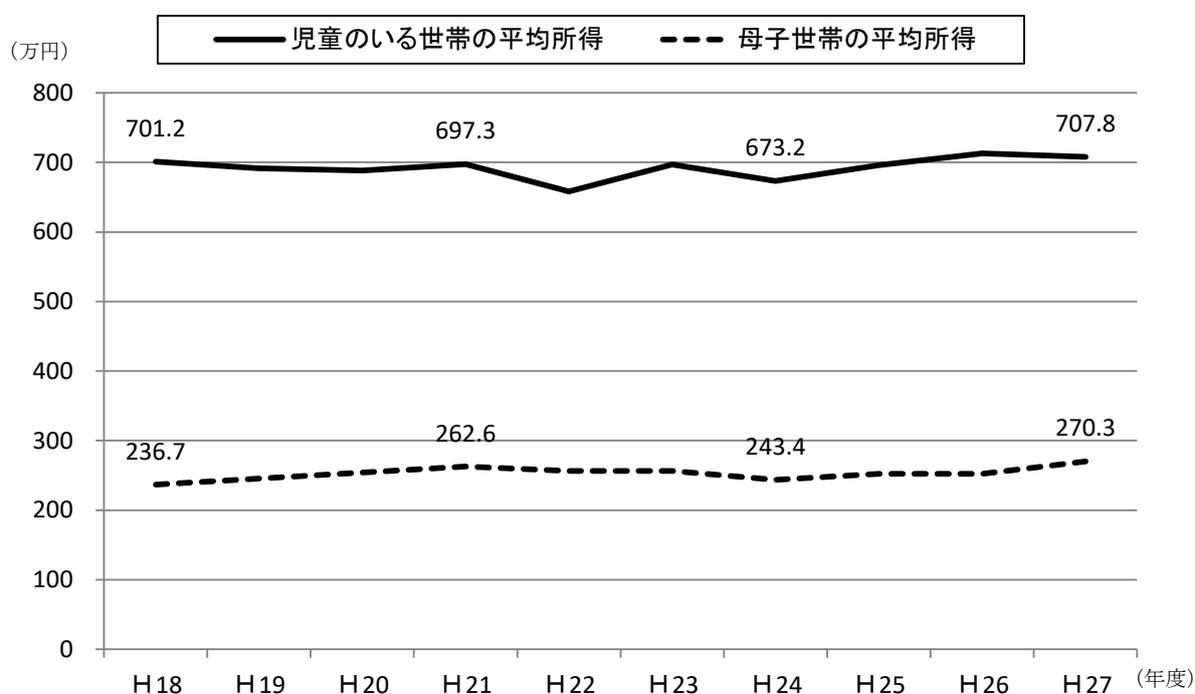
また、児童のいる世帯全体と母子世帯の格差をみると、平成 18 年度から平成 21 年度にかけて改善がみられますが、それ以降は横ばいとなっています。

児童のいる世帯の平均所得の推移

(単位：万円)

	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
児童のいる世帯の平均所得	701.2	691.4	688.5	697.3	658.1	697.0	673.2	696.3	712.9	707.8
母子世帯の平均所得	236.7			262.6			243.4			270.3
平均所得の差	464.5			434.7			429.8			437.5

出典：国民生活基礎調査（厚生労働省）



Ⅱ 世帯年収と学力の関係

世帯の年収と学力の相関について、国立大学法人お茶ノ水女子大学の調査（文部科学省委託）によれば、年収が高い世帯の子どもほど、学力が高いという調査結果が公表されています。

世帯年収と学力テストの正答率

世帯年収	正答率_国語A	正答率_国語B	正答率_算数A	正答率_算数B
200万円未満	56.5	43.2	62.9	42.6
200万円以上～ 300万円未満	59.9	44.2	66.4	45.7
300万円以上～ 400万円未満	62.8	47.3	67.7	47.6
400万円以上～ 500万円未満	64.7	50.9	70.6	51.2
500万円以上～ 600万円未満	65.2	51.6	70.8	51.2
600万円以上～ 700万円未満	69.3	55.1	74.8	55.5
700万円以上～ 800万円未満	71.3	57.6	76.6	57.1
800万円以上～ 900万円未満	73.4	59.6	78.3	60.5
900万円以上～ 1,000万円未満	72.8	58.4	79.1	59.7
1,000万円以上～ 1,200万円未満	75.6	62.5	81.2	62.8
1,200万円以上～ 1,500万円未満	78.7	64.9	82.8	65.9
1,500万円以上	77.3	64.3	82.5	65.6
合計	69.4	55.5	74.8	55.8

出典：平成25年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した学力に影響を与える

要因分析に関する調査研究（国立大学法人お茶の水女子大学）

2 いすみ市の状況

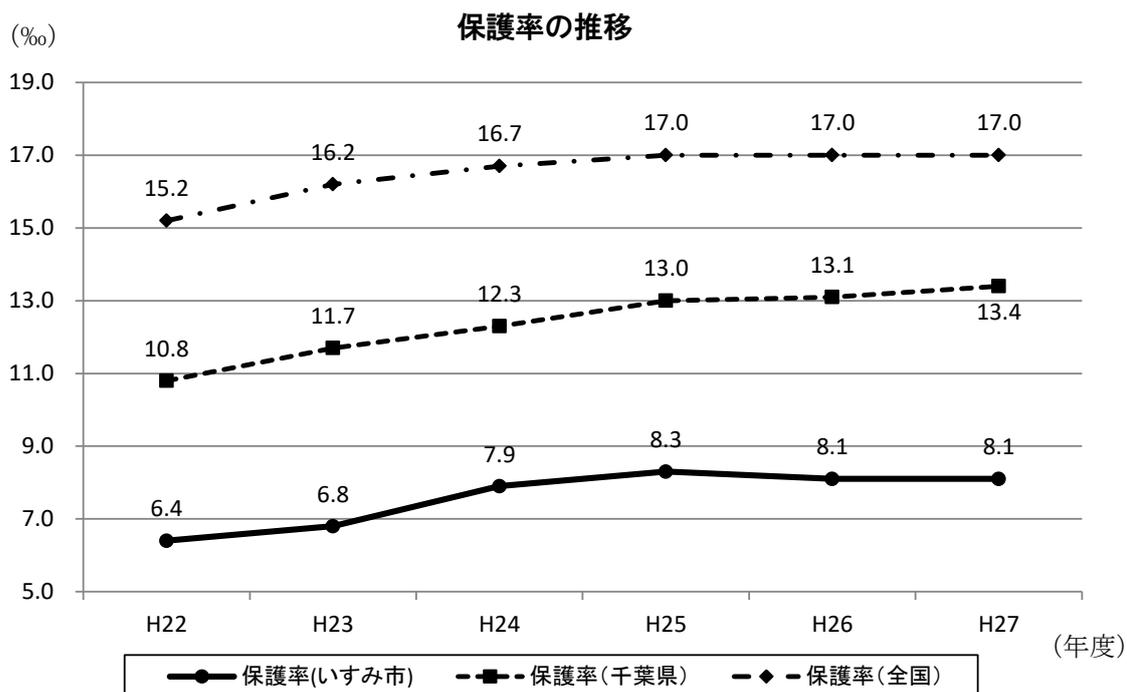
I 生活保護の状況

本市における保護率（人口に対する生活保護を受けている人数）は、全国、県水準と比較すると低水準といえますが、平成 22 年頃の水準と比較すると生活保護を受給する人員数自体は増加しているといえます。

いすみ市の生活保護に関する指標の推移

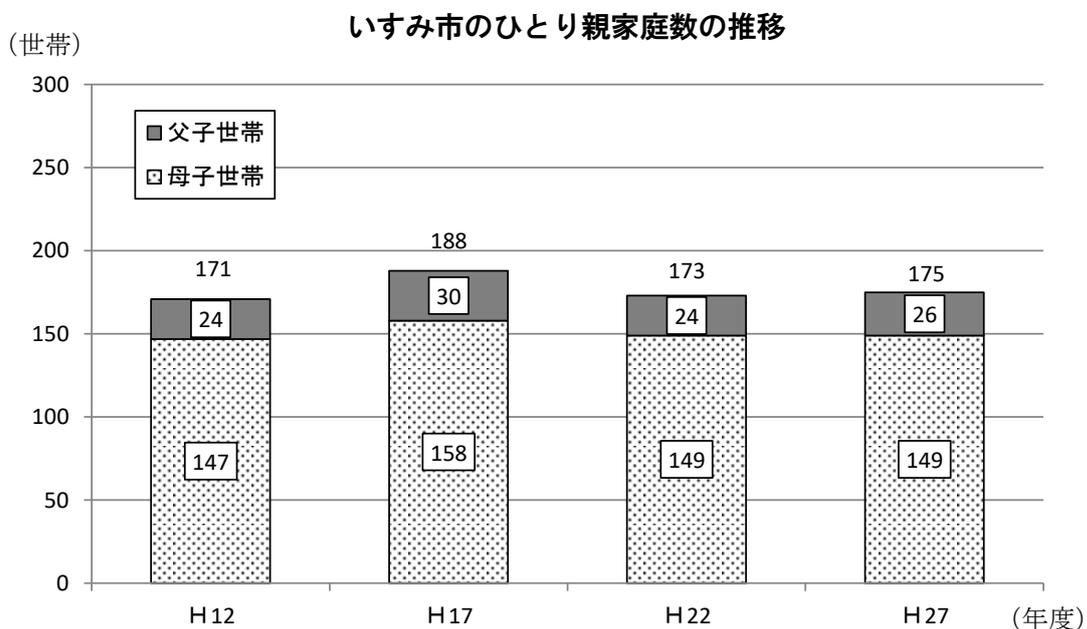
	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
被生活保護世帯数（世帯）	208	219	245	258	258	263
被生活保護世帯人員数（人）	263	276	316	328	314	313
保護率（％）	6.4	6.8	7.9	8.3	8.1	8.1
保護率（千葉県）（％）	10.8	11.7	12.3	13.0	13.1	13.4
保護率（全国）（％）	15.2	16.2	16.7	17.0	17.0	17.0

出典：被保護者調査（厚生労働省）



Ⅱ ひとり親家庭の状況

いすみ市のひとり親家庭の数は横ばい傾向であり、平成12年の水準から大きな変動はありません。



出典：国勢調査

※ 国勢調査における母子・父子世帯とは、母（父）と20歳未満の子どものみで構成される世帯をいう。

4. アンケートからみられる現状

本市の子どもの貧困や成育環境の実態を把握するにあたり、以下の内容のアンケート調査を実施しました。

調査時期	平成 29 年6月中旬～7月下旬
対象者	小学校5・6年生、中学生の子どもとその保護者
調査票数	子ども 1,336 票、保護者 1,318 票
有効回収数	子ども 560 票、保護者 574 票
回収率	子ども 41.9%、保護者 43.6%

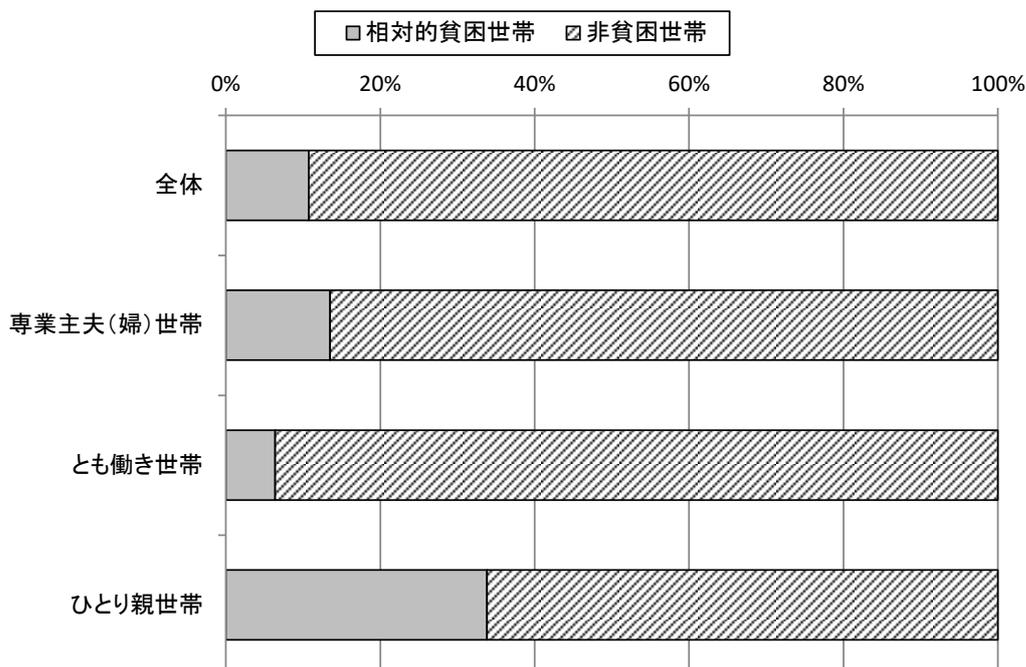
本計画策定にあたって、考慮すべきと見られる結果を以下に掲載します。

1 保護者調査

I 世帯状況と経済状態

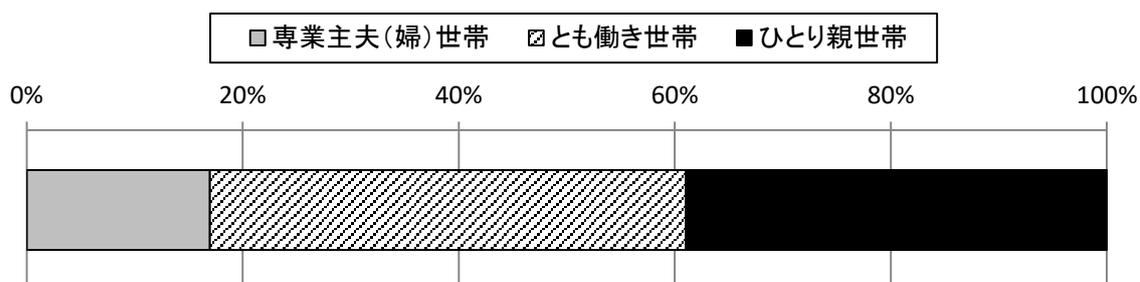
世帯類型ごとの相対的貧困世帯（後述の【定義】参照）の割合をみると、ひとり親世帯の約3割が相対的貧困世帯に該当しています。

	合計 (人)	割合(%)	
		相対的貧困 世帯	非貧困世帯
全体	574	11.7	88.3
専業主夫(婦)世帯	78	15.4	84.6
とも働き世帯	424	7.1	92.9
ひとり親世帯	72	34.7	65.3



その一方で、相対的貧困世帯の世帯類型構成比をみると、とも働き世帯が占める割合が最も多くなっています。

相対的貧困世帯の合計(人)	割合(%)		
	専業主夫(婦)世帯	とも働き世帯	ひとり親世帯
67	17.9	44.8	37.3



したがって、ひとり親世帯に貧困傾向はみられますが、貧困イコールひとり親世帯ではありません。むしろ、貧困世帯数としてはとも働き世帯のほうが多い結果となっています。

【定義】相対的貧困世帯とは、平成24年の国民生活基礎調査の貧困線をもとに、それぞれの世帯員人数に対し、以下の年収を下回る人を指すこととしています。

世帯員人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
国の貧困線の基準	122万円	173万円	211万円	244万円	273万円	299万円	323万円

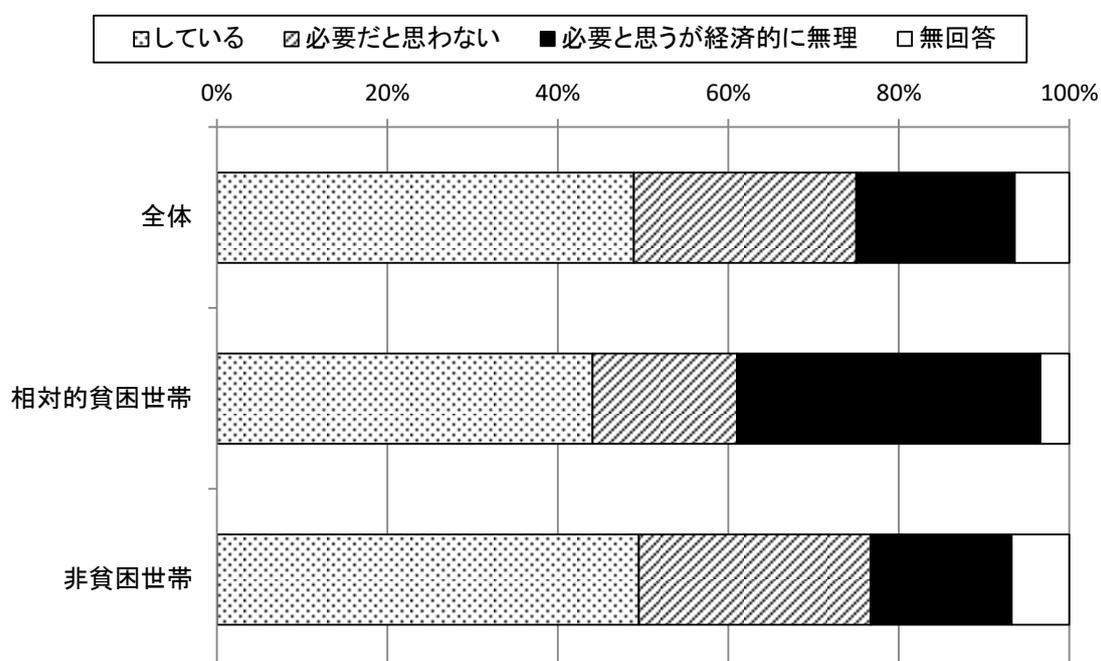
※8人、9人の世帯についても同様の基準算出を行い、判定しています。

II 教育と経済状態

i) 経済状態と学習塾利用

子どもを学習塾に通わせることについて「必要と思うが経済的に無理」と回答された世帯は、相対的貧困世帯と非貧困世帯の間で、倍以上割合に差があります。また、非貧困世帯であっても約2割が「経済的に無理」と回答しています。

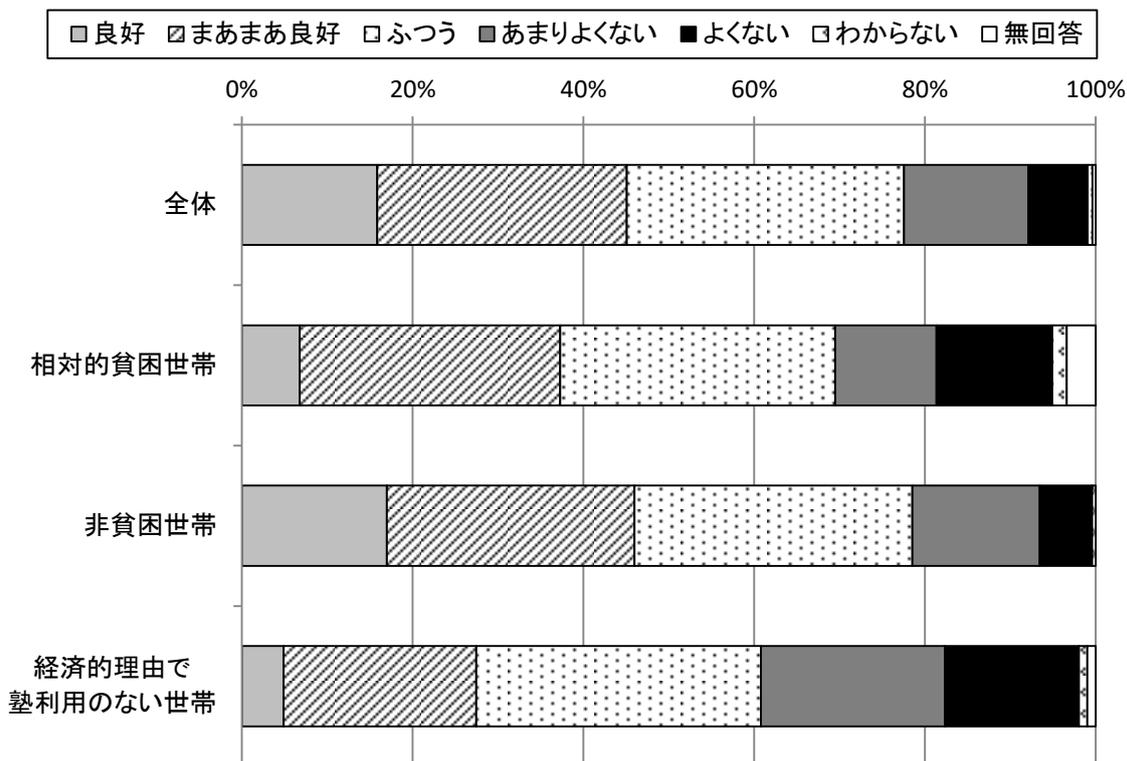
	合計 (人)	割合(%)			
		している	必要だと思わない	必要と思うが経済的に無理	無回答
全体	574	48.4	25.8	19.2	6.6
相対的貧困世帯	67	44.8	14.9	35.8	4.5
非貧困世帯	507	48.9	27.2	17.0	6.9



ii) 経済状態と学校の成績の関係

あくまでも保護者それぞれの評価による回答ではありますが、非貧困世帯は子どもの学校の成績を「良好」と回答した割合が高く、非貧困世帯や経済的理由で塾利用のない世帯は、「あまりよくない」、「よくない」と回答した割合が高くなっています。

	合計 (人)	割合(%)						無回答
		良好	まあまあ良好	ふつう	あまりよくない	よくない	わからない	
全体	574	15.5	28.7	33.1	14.8	7.0	0.5	0.3
相対的貧困世帯	67	9.0	28.4	34.3	11.9	11.9	1.5	3.0
非貧困世帯	507	16.4	28.8	32.9	15.2	6.3	0.4	0.0
経済的理由で塾利用のない世帯	110	5.5	20.9	33.6	22.7	15.5	0.9	0.9



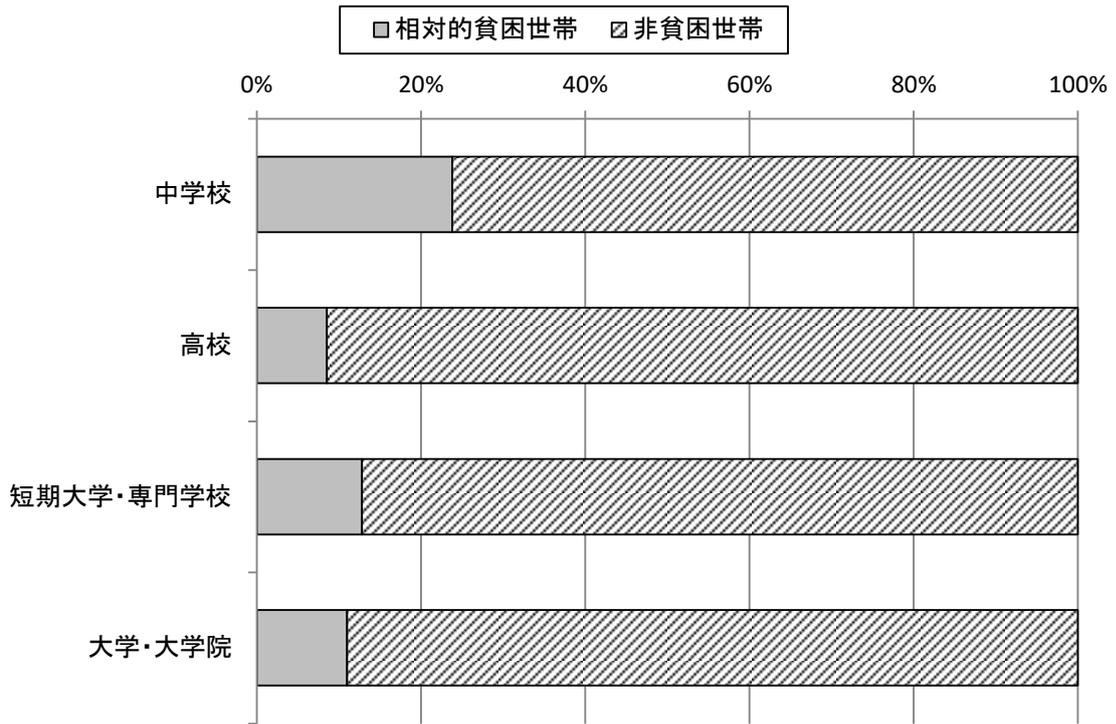
iii) 保護者の学歴と経済状態

いわゆる貧困の連鎖は、「保護者の経済状態が子どもの就学機会に影響し、子どもの将来的な貧困につながる」ことを指します。これをふまえ、保護者の最終学歴と現状の経済状態の関係をみると、最終学歴が中学校の保護者の世帯については、相対的貧困の割合が高くなっていますが、高卒以上になると学歴と貧困の関係はみられません（高卒の保護者の相対的貧困率が最も低い）。

いすみ市は地場の一・二次産業が盛んであることも、一因となっている可能性があります。

最終学歴	合計 (人)	割合(%)	
		相対的貧困 世帯	非貧困世帯
全体	574	11.1	88.9
中学校	21	23.8	76.2
高校	274	9.9	90.1
短期大学・専門学校	179	14.0	86.0
大学・大学院	94	10.6	89.4

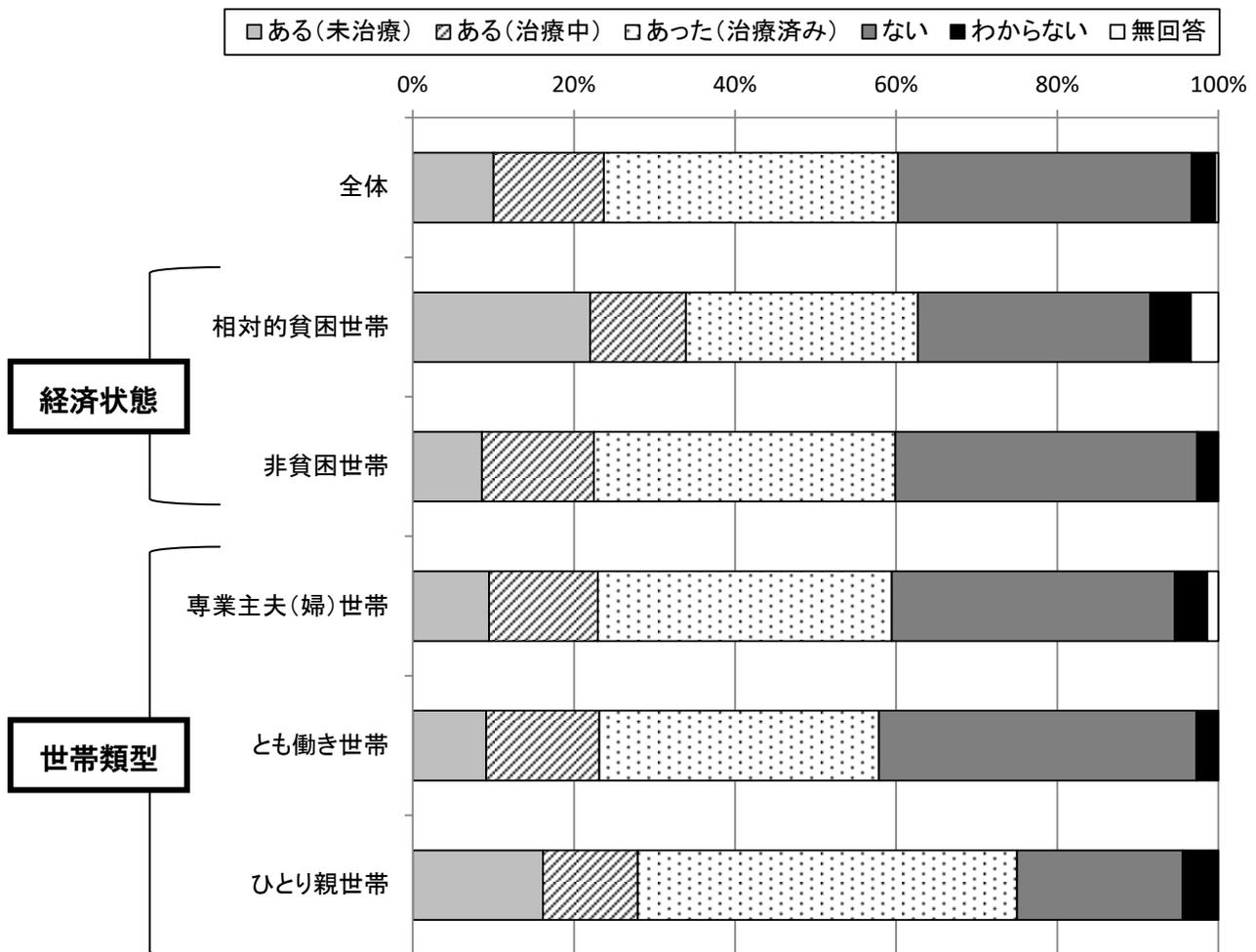
※最終学歴無回答者はクロス集計から除いています。



Ⅲ 健康と経済状態

子どものむし歯の有無について、相対的貧困世帯において未治療のむし歯が特に多くみられました。また、むし歯が「ない」割合については、ひとり親世帯が特に少なくなっています。

	合計 (人)	割合(%)					
		ある (未治療)	ある (治療中)	あった (治療済み)	ない	わからない	無回答
全体	574	10.1	13.8	37.5	35.5	2.8	0.3
相対的貧困世帯	67	19.4	14.9	32.8	25.4	4.5	3.0
非貧困世帯	507	8.9	13.6	38.1	36.9	2.6	0.0
専業主夫(婦)世帯	78	9.0	12.8	39.7	33.3	3.8	1.3
とも働き世帯	424	9.4	13.9	35.6	38.4	2.4	0.2
ひとり親世帯	72	15.3	13.9	45.8	20.8	4.2	0.0

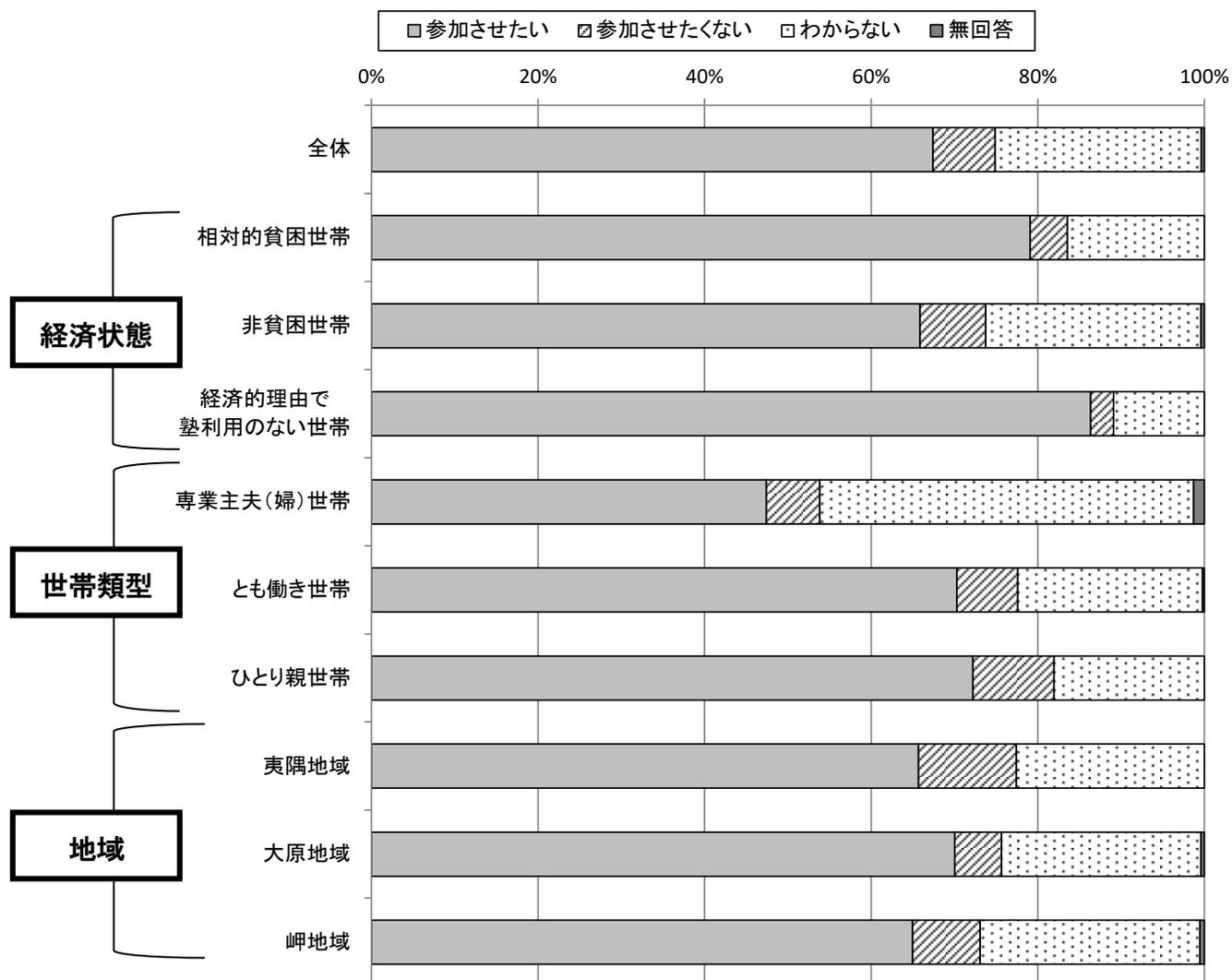


IV 事業ニーズ

i) ボランティア等による無料学習塾

ボランティア等による無料学習塾のニーズについては、全体では約7割の世帯が参加意向を示しています。特に、経済的理由で塾利用のない世帯については、約9割が参加意向を示しています。また、地域別にみると、大原地域において特に参加意向が高くなっています。

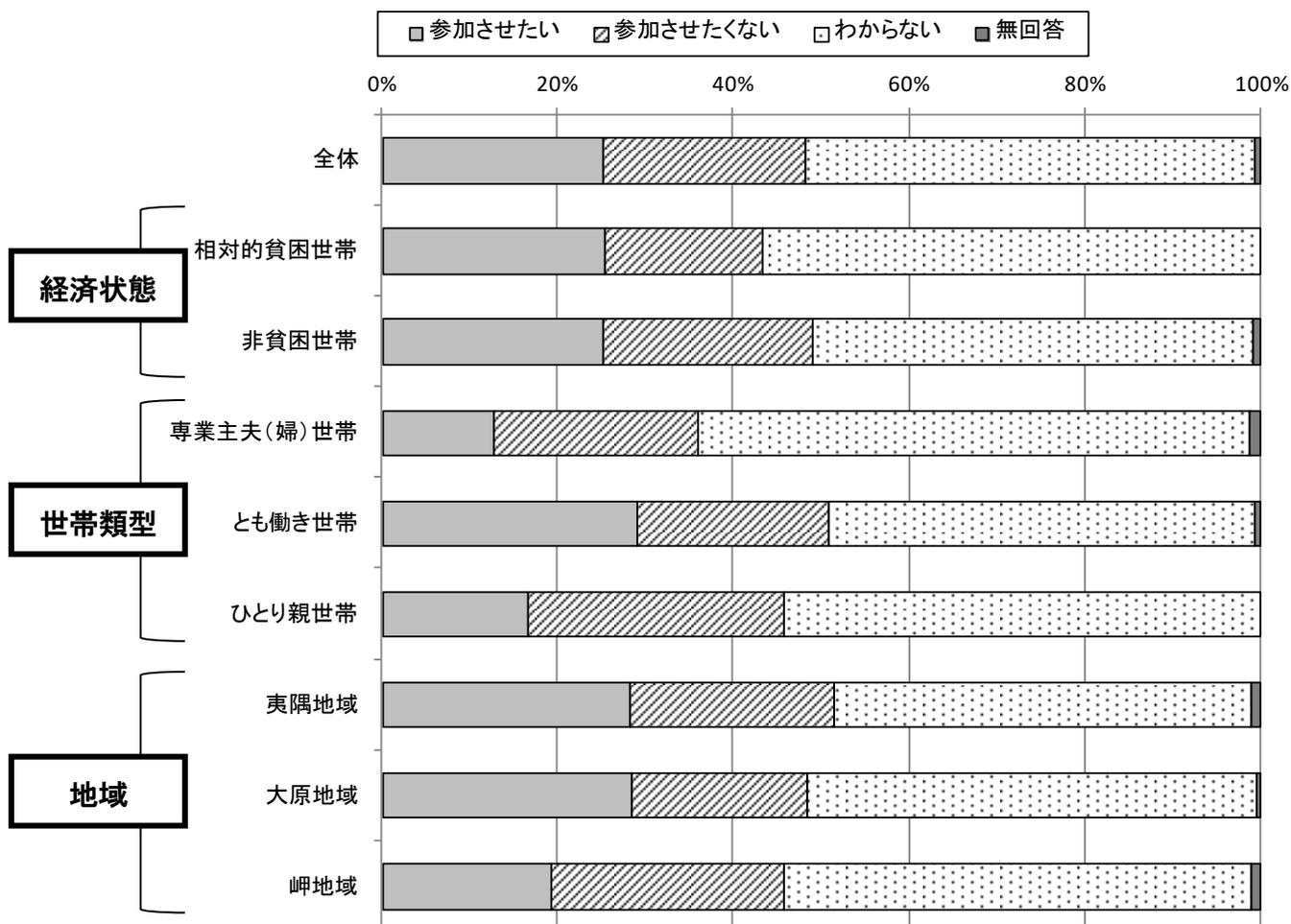
	合計 (人)	割合(%)			
		参加 させたい	参加させ たくない	わからない	無回答
全体	574	67.4	7.5	24.7	0.3
相対的貧困世帯	67	79.1	4.5	16.4	0.0
非貧困世帯	507	65.9	7.9	25.8	0.4
経済的理由で 塾利用のない世帯	110	86.4	2.7	10.9	0.0
専業主夫(婦)世帯	78	47.4	6.4	44.9	1.3
とも働き世帯	424	70.3	7.3	22.2	0.2
ひとり親世帯	72	72.2	9.7	18.1	0.0
夷隅地域	103	65.0	11.7	22.3	0.0
大原地域	267	70.0	5.6	24.0	0.4
岬地域	197	65.0	8.1	26.4	0.5



ii) 多世代交流のつどいの場

休日などに子どもからお年寄りまでが集う場へのニーズについては、経済状態による傾向の差はあまりみられません。しかし就労状態による傾向の差はみられ、とも働き世帯とその他の世帯の間で、参加意向が10%以上の差があります。また、地域別にみると、岬地域において参加意向が低くなっています。

	合計 (人)	割合(%)			
		参加 させたい	参加させたく ない	わからない	無回答
全体	574	25.3	23.0	51.0	0.7
相対的貧困世帯	67	25.4	17.9	56.7	0.0
非貧困世帯	507	25.2	23.7	50.3	0.8
専業主夫(婦)世帯	78	12.8	23.1	62.8	1.3
とも働き世帯	424	29.0	21.9	48.3	0.7
ひとり親世帯	72	16.7	29.2	54.2	0.0
夷隅地域	103	28.2	23.3	47.6	1.0
大原地域	267	28.5	19.9	51.3	0.4
岬地域	197	19.3	26.4	53.3	1.0

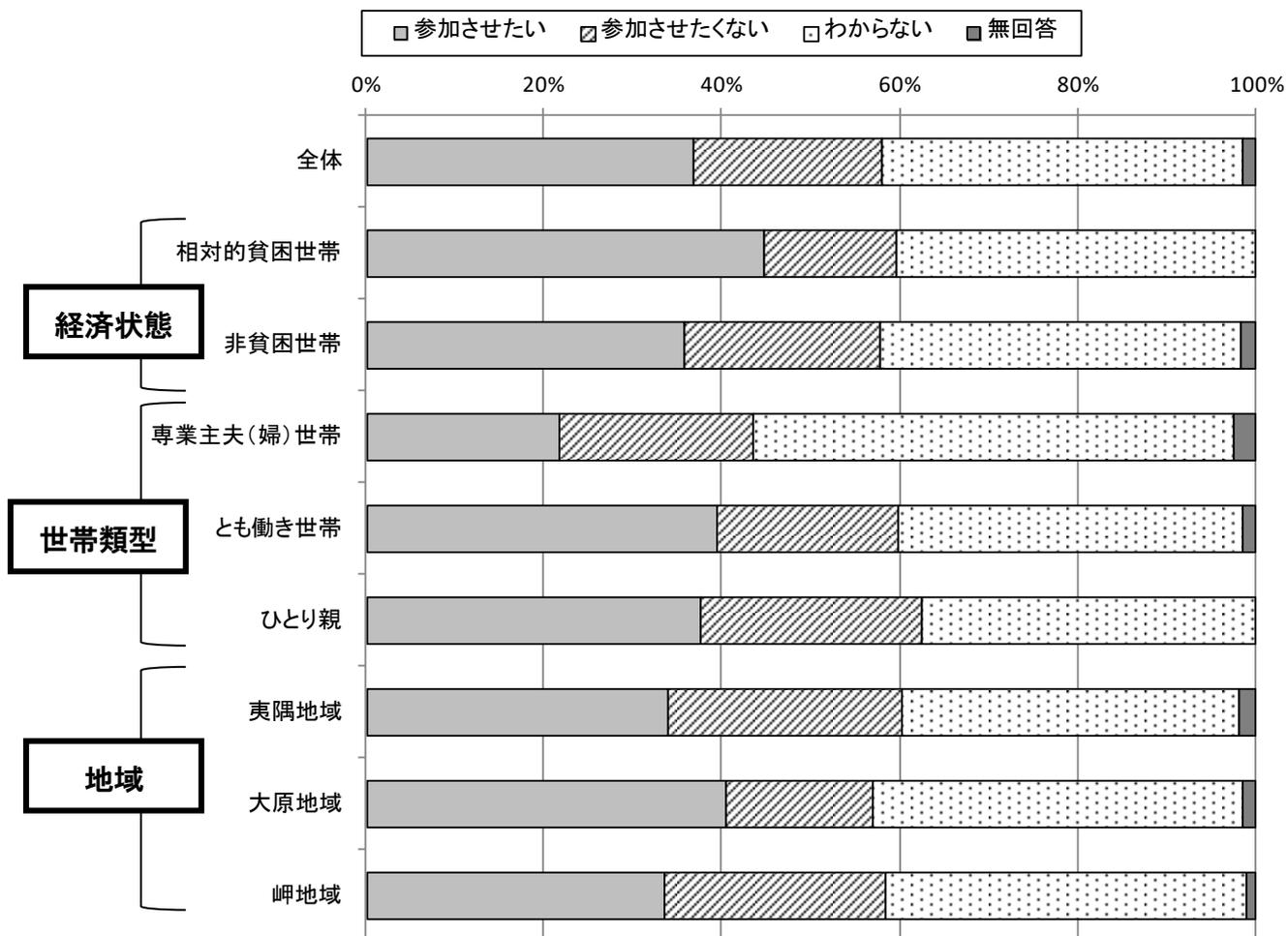


iii) 子ども食堂

無料または安価に食事を提供する子ども食堂へのニーズについては、全体としては約4割の世帯が参加意向を示しています。経済状態で見ると、相対的貧困世帯の参加意向がより高くなっています。世帯類型で見ると、専業主夫(婦)世帯の参加意向は約2割ほどですが、とも働き世帯、ひとり親世帯はそれぞれ約4割となっています。

また、地域別にみると、大原地域で参加意向が高くなっています。

	合計 (人)	割合(%)			
		参加 させたい	参加させ たくない	わからない	無回答
全体	574	36.8	21.3	40.6	1.4
相対的貧困世帯	67	44.8	14.9	40.3	0.0
非貧困世帯	507	35.7	22.1	40.6	1.6
専業主夫(婦)世帯	78	21.8	21.8	53.8	2.6
とも働き世帯	424	39.4	20.5	38.7	1.4
ひとり親世帯	72	37.5	25.0	37.5	0.0
夷隅地域	103	34.0	26.2	37.9	1.9
大原地域	267	40.4	16.5	41.6	1.5
岬地域	197	33.5	24.9	40.6	1.0



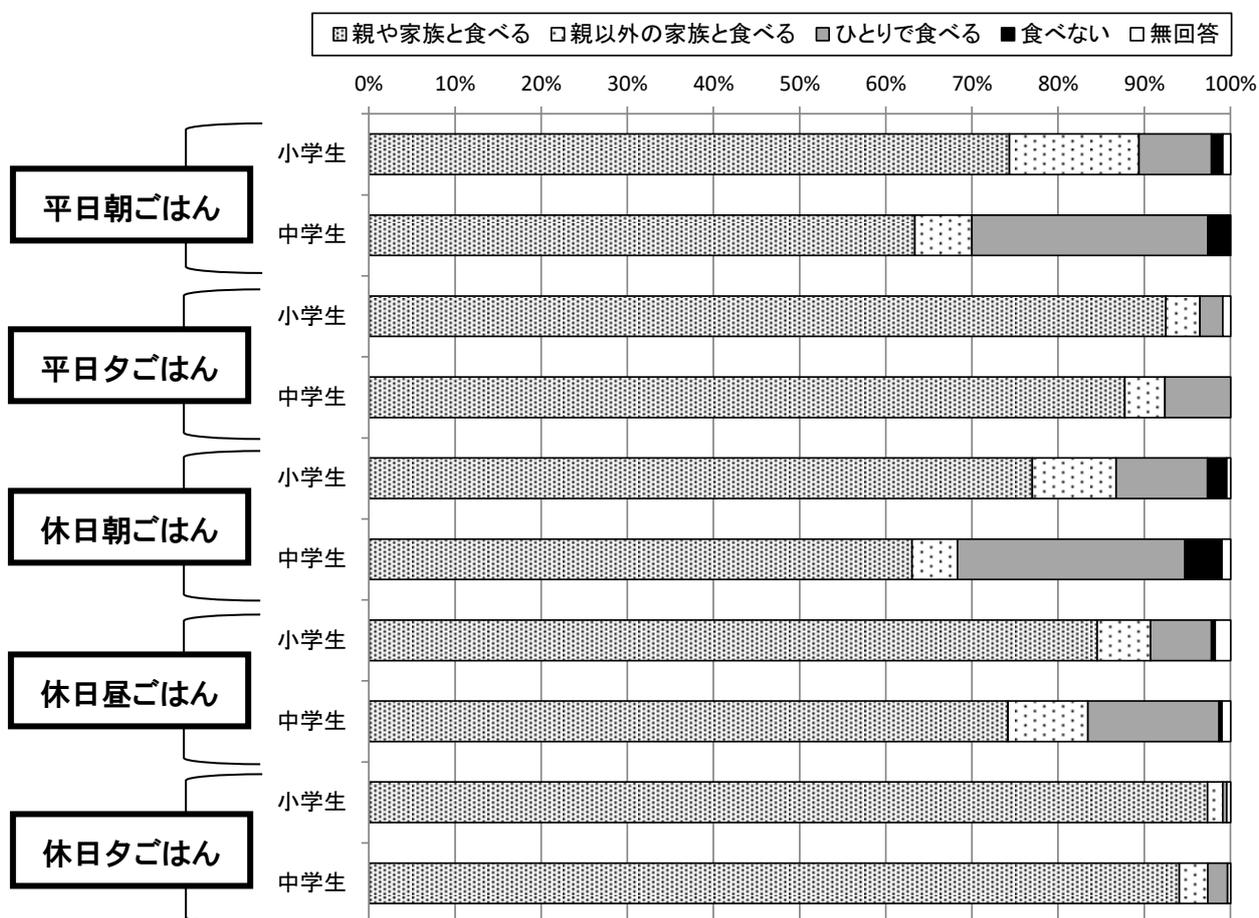
2 子ども調査

I 食事に関すること

i) 食習慣

全体的に、中学生になると「ひとりで食べる」割合が増加しています。特に平日・休日とも朝ごはんを「ひとりで食べる」中学生が約3割となっています。また、平日・休日とも夕ごはんを「食べない」割合は、小・中学生ともひとりもいませんでした。

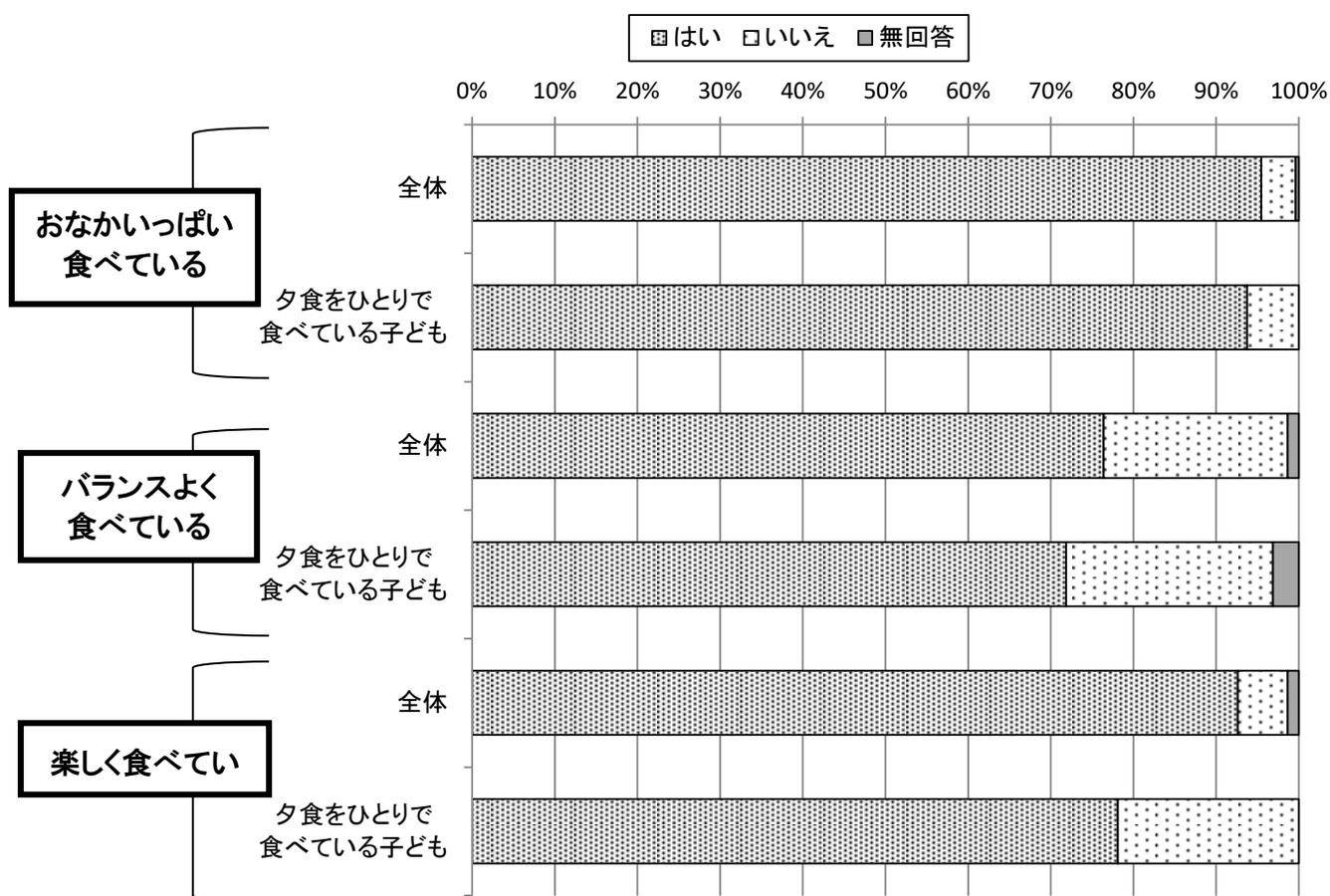
		合計 (人)	割合(%)				
			親や家族 と食べる	親以外の 家族と食 べる	ひとりで 食べる	食べない	無回答
平日朝ごはん	小学生	244	73.8	15.6	8.6	1.2	0.8
	中学生	315	63.2	6.3	27.6	2.9	0.0
平日夕ごはん	小学生	244	92.2	4.5	2.5	0.0	0.8
	中学生	315	87.9	4.4	7.3	0.0	0.3
休日朝ごはん	小学生	244	76.6	9.4	11.1	2.5	0.4
	中学生	315	62.9	5.4	26.3	4.4	1.0
休日昼ごはん	小学生	244	83.6	6.1	8.2	0.4	1.6
	中学生	315	73.7	9.2	15.6	0.3	1.3
休日夕ごはん	小学生	244	97.5	1.6	0.4	0.0	0.4
	中学生	315	94.0	3.5	2.2	0.0	0.3



ii) 食事に対して持っているイメージ

食事に対して持っているイメージについて、夕食をひとりで食べる子どもは、全体と比較して「楽しく食べている」イメージを持っていない割合が高くなっています。

		合計 (人)	割合(%)		
			はい	いいえ	無回答
おなかいっぱい 食べている	全体	560	95.5	4.1	0.4
	夕食がひとり	32	93.8	6.3	0.0
バランスよく 食べている	全体	560	76.4	22.3	1.3
	夕食がひとり	32	71.9	25.0	3.1
楽しく 食べている	全体	560	92.9	5.9	1.3
	夕食がひとり	32	78.1	21.9	0.0

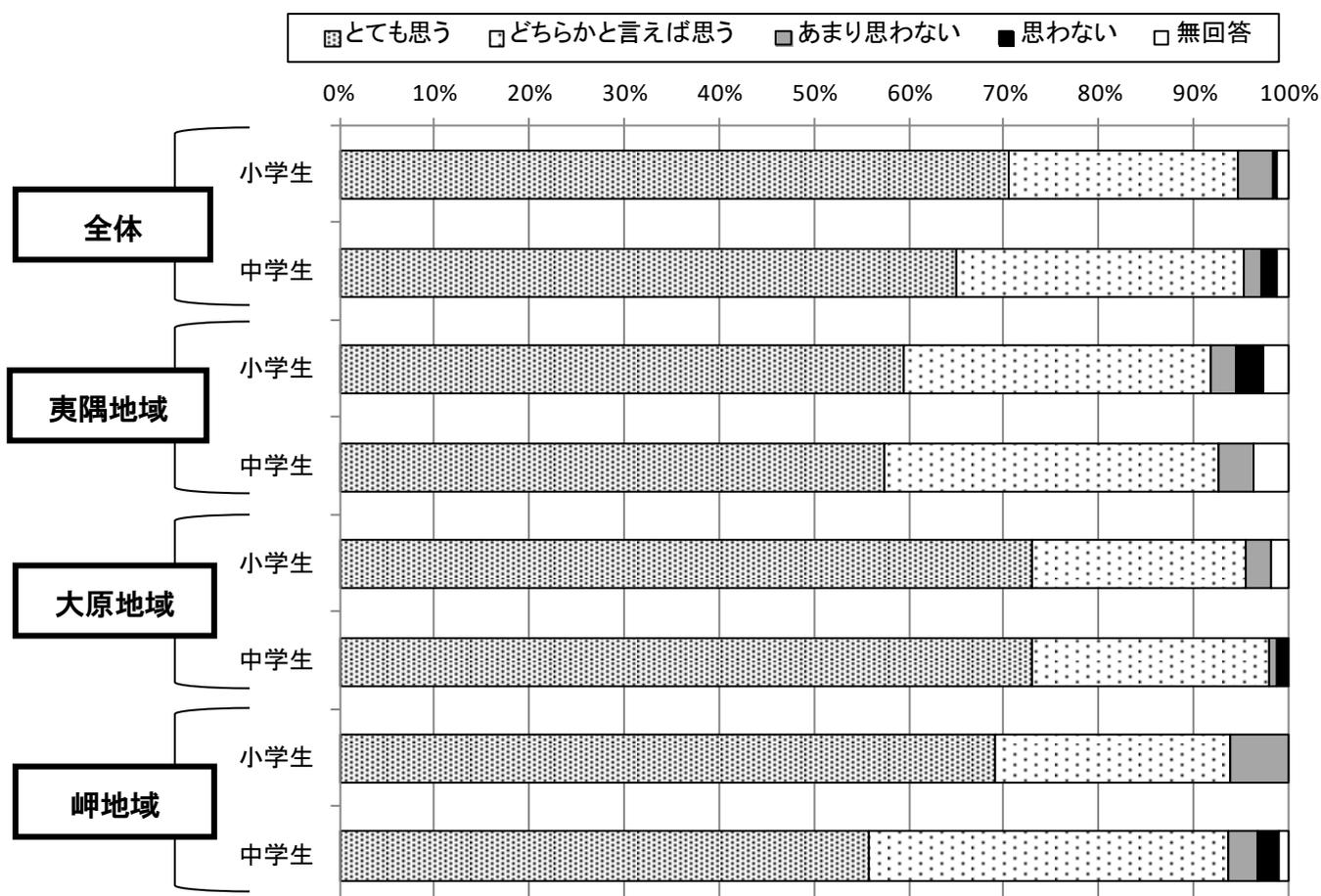


Ⅱ 自己肯定感について

ⅰ) 家族に大事にされていると感じているか

いずれの地域の小・中学生も、ほぼすべての子どもが家族に大事にされている（「とても思う」または「どちらかといえば思う」と回答しています。岬地域において、小・中学生の間に「とても思う」に差がみられました。

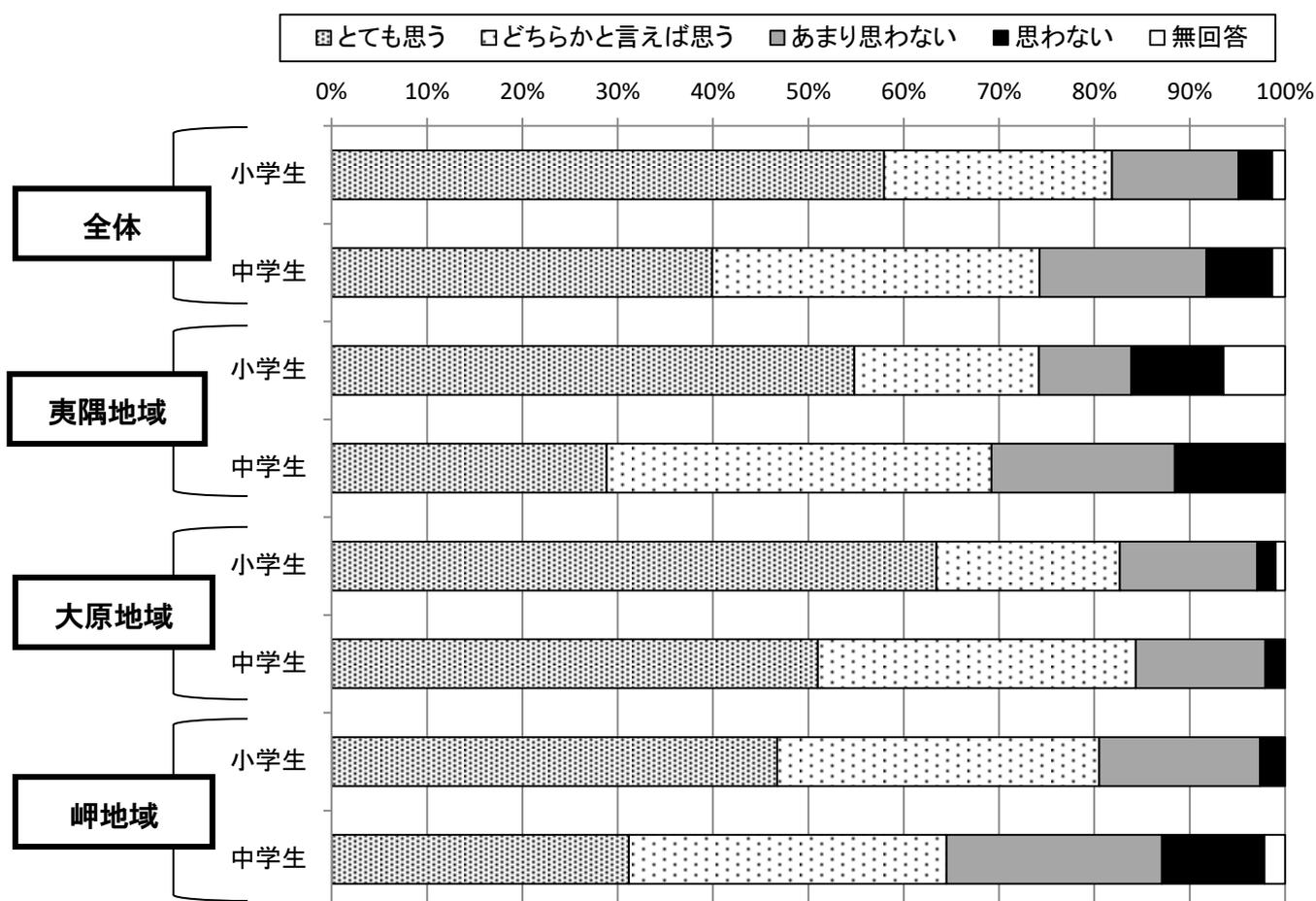
		合計 (人)	割合(%)				
			とても思う	どちらかといえば思う	あまり 思わない	思わない	無回答
全体	小学生	244	70.5	24.2	3.7	0.4	1.2
	中学生	315	65.1	30.2	1.9	1.6	1.3
夷隅地域	小学生	37	59.5	32.4	2.7	2.7	2.7
	中学生	54	57.4	35.2	3.7	0.0	3.7
大原地域	小学生	111	73.0	22.5	2.7	0.0	1.8
	中学生	155	72.9	25.2	0.6	1.3	0.0
岬地域	小学生	81	69.1	24.7	6.2	0.0	0.0
	中学生	95	55.8	37.9	3.2	2.1	1.1



ii) 自分の将来が楽しみか

将来への期待感（「とても思う」と「どちらかといえば思う」の合計）は、大原地域を除き、中学生になると減少する傾向がみられます。特に岬地域において、小・中学生の差が大きなものになっています。

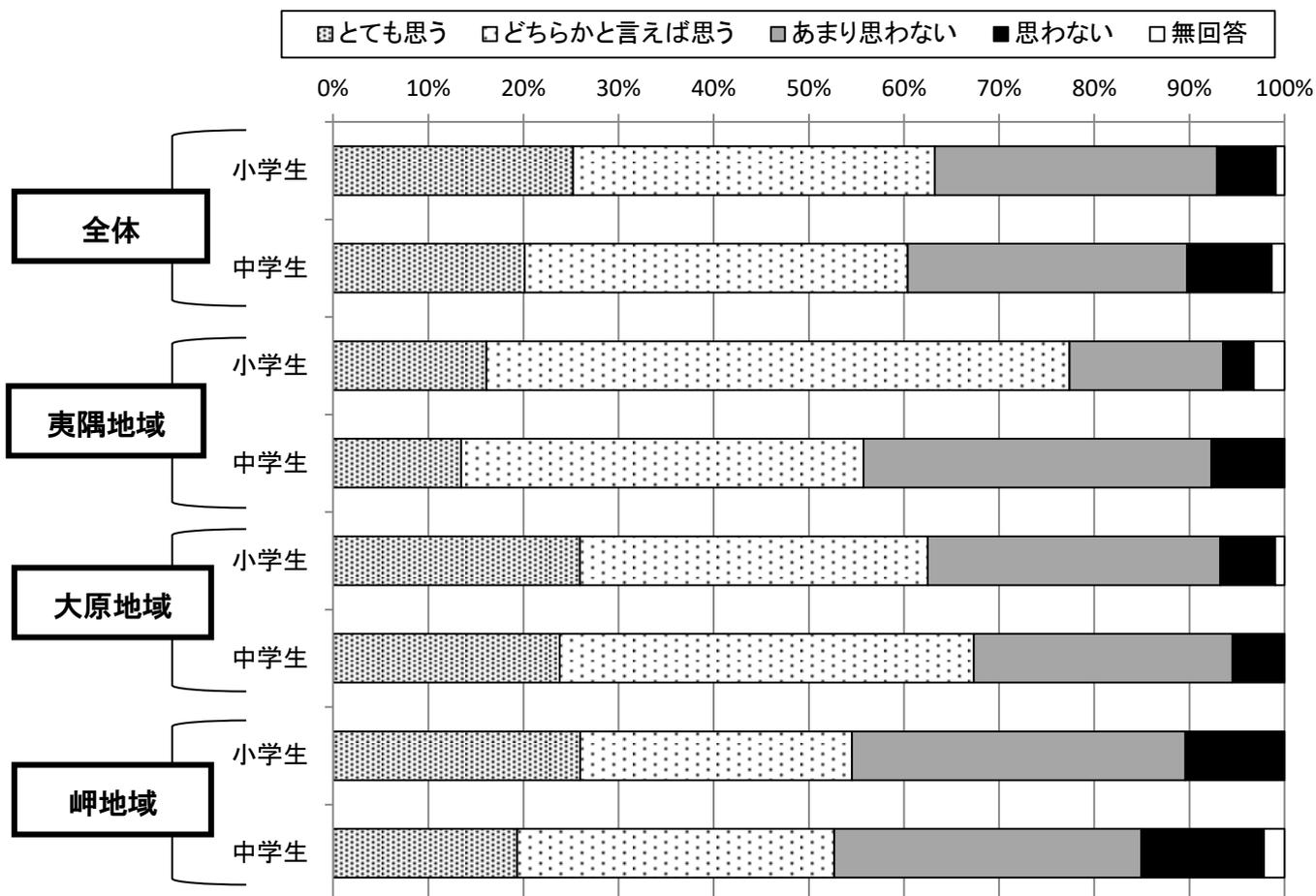
		合計 (人)	割合(%)				
			とても思う	どちらかとい えば思う	あまり 思わない	思わない	無回答
全体	小学生	244	57.8	24.2	12.3	3.7	2.0
	中学生	315	40.0	34.6	16.8	7.3	1.3
夷隅地域	小学生	37	56.8	18.9	8.1	10.8	5.4
	中学生	54	29.6	40.7	18.5	11.1	0.0
大原地域	小学生	111	65.8	17.1	12.6	1.8	2.7
	中学生	155	49.7	33.5	13.5	3.2	0.0
岬地域	小学生	81	45.7	35.8	16.0	2.5	0.0
	中学生	95	30.5	34.7	22.1	10.5	2.1



iii) 自分は価値のある人間と思うか

自己肯定感のある子どもの割合（「とても思う」と「どちらかといえば思う」の合計）は、全体としては約6割で、小・中学生の差はあまりみられませんでしたが。地域別にみると、夷隅地域において小学生の自己肯定感が全地域で最も高くなっています。岬地区の小・中学生は、3地区の中で最も自己肯定感が低くなっています。

		合計 (人)	割合(%)				
			とても思う	どちらかとい えば思う	あまり 思わない	思わない	無回答
全体	小学生	244	23.8	38.1	29.9	6.1	2.0
	中学生	315	20.0	41.3	28.6	8.9	1.3
夷隅地域	小学生	37	16.2	62.2	13.5	5.4	2.7
	中学生	54	13.0	44.4	35.2	7.4	0.0
大原地域	小学生	111	25.2	36.0	31.5	4.5	2.7
	中学生	155	23.2	43.9	26.5	6.5	0.0
岬地域	小学生	81	25.9	25.9	37.0	9.9	1.2
	中学生	95	17.9	35.8	31.6	12.6	2.1



以上のデータやアンケート調査結果から、以下の課題が読みとれます。

- ・ひとり親世帯は、両親のいる世帯よりも貧困傾向がみられますが、貧困家庭の多くを占めているのは両親のいる世帯となっています。
- ・本市においては、高学歴は必ずしも高収入につながっていません。

⇒ 国のデータからも、ひとり親世帯に貧困傾向があることは読みとれますが、貧困はひとり親世帯だけの問題ではありません。ひとり親世帯への支援のみでは、貧困対策とはいえません。

⇒ 本市における学歴と収入の関係をみると、進学のための教育は重要ですが、地域の産業への就労を選択肢とした教育も重要です。

- ・子どもの学校の成績への不安は、相対的貧困世帯の保護者のほうが強く、また、経済的な理由で塾を利用できていない世帯の保護者は、その傾向がさらに強くなっています。

⇒ 学習支援の取組の拡充を検討する必要があります。

- ・貧困とむし歯は相関関係がみられ、また、ひとり親世帯においてもむし歯の発生率が高くなっています。

⇒ むし歯は、子どもの成育環境整備のための重要な目印となりえます。

- ・多世代交流の場や子ども食堂については、とも働き世帯のニーズが比較的高く、特に、とも働き世帯の4割が子ども食堂への参加意向を示しました。
- ・夕食をひとりで食べている子どもは、食事に楽しいイメージを抱いていない割合が高くなる傾向があります。
- ・子ども食堂のニーズ自体は大原地域が最も高くなっていますが、岬地区の子どもの自己肯定感が低いことなどを考えあわせると、地域の課題にあわせた政策を進めることが求められます。

⇒ 地域ごとの課題に合わせた政策展開が必要です。

5. 計画の理念

1 基本的な視点

子どもの貧困問題は、子どもが経済的に困窮している世帯に属しているという現状と、貧困が世代を超えて連鎖する今後への影響という2つの側面があると考えられます。

子どもの貧困には親の収入や雇用状況が大きく影響しており、その背景には、様々な要因が考えられます。そして、親が経済状況の不安定さなどの課題を抱えている場合、子どもの養育に十分な時間をかけられない状況や、子どもの学習を支援することが難しい状況が起こると考えられます。したがって、貧困の今後への影響とは、子どもの成長過程において親の子どもへの関与が不足することにより、子どもの社会性の不足や教育機会の喪失につながり、将来的な不安定就労や低収入を招くことととらえることができます。これを貧困の世代間連鎖といい、社会的な問題となっています。

子どもが貧困状態に陥る原因は様々であり、しかも必ずしも経済的な問題にとどまらず、潜在的で気がつかないことも多いと考えられます。しかし、実は身近な要素の多い課題であり、貧困のリスクや原因と考えられるものを一つひとつ取り除くための取組と、貧困の連鎖を断ち切るために継続的かつ横断的な取組が、本計画に求められるものです。

2 本計画が目指すもの

子どもの貧困問題を経済面だけでとらえるのではなく、子ども期という成長過程に焦点をあて、子どもの健康、孤立など子どもの育つ環境全般にわたる複合的な課題ととらえます。そして、課題の解決、貧困リスクの低減に取り組みます。

そのために、子どもの健やかな成長のため、子どもと子育て家庭に様々な主体が関わり、連携しながら支援できるよう、支援ネットワークの構築を目指します。

そうした取組を通じ、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、将来に夢や希望をもって成長できる地域の実現を目指します。

3 施策・事業の視点

- ・ 貧困の問題が潜在的であることから、貧困問題を含め様々な課題を抱える子ども・家庭を包括的に支援します。
- ・ 子ども・家庭への支援が公平に行われるよう留意していきます。
- ・ 子どもの成長過程に即し、切れ目ない総合的な支援を図ります。
- ・ 未来のいすみ市を支える人づくりを目指して、庁内全課での連携だけでなく、教育・保育施設、学校等と連携・協働して地域全体で取り組みます。

4 基本理念

前述の視点と、本計画の位置づけをふまえ、以下を基本理念として計画を推進します。

いきいき子育て のびのび子育て いすみ
—すべての子どもが未来への希望を持ち、地域とともに歩むまち—

本計画は、「いすみ市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念「いきいき子育て のびのび子育て いすみ」の部門計画であり、目指すところは同じです。したがってメインフレーズは同じものとし、本計画で展開する施策のテーマである「子どもの未来」や「地域」の観点をサブフレーズに定めています。

6. 施策の体系

1 施策の柱

国は「子供の貧困対策に関する大綱」の中で、教育支援、生活支援、経済支援、保護者の就労支援を主な施策としています。千葉県もまた、同様の体系で「千葉県子どもの貧困対策推進計画」を策定しています。

本計画は、地域の実情に向き合いながら、分野横断的な連携による包括的な支援が求められますが、その一方で、国や県の政策動向を注視しながら展開することも重要であると考えられます。このことから、いすみ市においても「教育支援」「生活支援」「経済支援」「就労支援」を柱として、本計画の施策を定めていくこととします。

施策体系図

基本理念:いきいき子育て のびのび子育て いすみ

—すべての子どもが未来への希望を持ち、地域とともに歩むまち—

実現のための4つの柱

●教育支援

●生活支援

●経済支援

●就労支援

2 具体的施策

I 教育支援

対応すべき課題

アンケート調査にみられたように、相対的な貧困を抱える世帯や、経済的理由で塾を利用できない世帯において、子どもの学校の成績への不安が強い傾向があります。また、子どもにとっても、学習意欲があるにもかかわらず経済的な問題で学習機会をえられないことで、将来への希望に影を落とすことが考えられます。

支援の方針

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが、一人ひとりの豊かな人生の実現に加え、本市の未来をつくることにもつながります。

そのため、教育の機会均等を確保しながら、生まれ育った地域への理解・愛着を深め、自己肯定感を醸成する多様な学習機会を提供します。

I-1 教育機会の確保

学習意欲のある子どもへの学ぶ機会の提供を行うとともに、家庭の経済状態によって就学が困難になるケースに対する援助を行い、子どもの可能性を最大限伸ばすための支援を行います。

【主な取組】

学習支援事業

ボランティア等の講師による学習支援を拡充し、意欲ある子どもが学習できる機会を多く設けることで、少しでも「つまずき」をなくし、基礎基本が定着するように取り組みます。

奨学金制度への適切な理解の促進

子どもたちが奨学金制度を正しく理解することで、希望する進路を自ら考え、選ぶことができるよう、周知を推進します。

家庭教育学級

小中学生の保護者を対象に、家庭教育の機能を高めるための学習機会の拡充を図ります。

生活困窮世帯等への就学援助

経済的理由により就学困難で保護を必要と認める小学生・中学生に、学用品費、通学用品費、学校給食費、修学旅行費等、就学に要する費用の助成を行います。

I-2 地域における多様な体験機会の提供

市民などの参画を得ながら、多世代交流や多様な体験の機会を提供し、生まれ育った地域・社会への愛着を深めることで、子どもの自己肯定感を醸成します。

【主な取組】

地域特性を生かした総合的学習 総合的学習の時間を活用し、地域の方々や関係機関の協力を得ながら、生まれ育った地域への理解・愛着を深めることで、自己肯定感の醸成を図ります。
体験学習事業 小学生を対象に自然体験活動を行い、自主性や協調性を育みます。
放課後子ども教室 地域の方々の協力を得ながら、放課後に余裕教室などで、補習や習い事などの多様なプログラムを実施することで、多様な体験をする機会を提供します。
プレーパーク事業 木登り、川遊び、キャンプなど多様な遊び活動を通して、子どものコミュニケーション能力や責任感などを育成します。
高齢者ふれあい学級 高齢者の持つ文化・技術を子どもに伝承するとともに、高齢者の生きがいの場づくり・地域教育力の向上を推進します。
子ども会育成会連絡協議会 子ども会などのリーダー・指導者の育成を図り、各種事業を実施します。
スポーツ団体などの支援 地域に根付いたスポーツ団体を支援し、スポーツの振興や地域の結びつきを図ります。

I-3 健全な教育環境の確保

子どもが学習に取り組むことを阻害する様々な要因に対し、相談などの対応を充実することで、子どもの教育環境の維持に努めます。

【主な取組】

小、中学校スクールカウンセラーの活用 学校における教育相談体制の充実を図るために、千葉県教育委員会から派遣されているスクールカウンセラーを活用することで、子どもの教育にかかる問題などへの対応を推進します。
青少年問題協議会 青少年の健全育成における問題について、対応する関係機関・団体との連携強化の機会を充実します。

Ⅱ 生活支援

対応すべき課題

食事は人生の楽しみであるとともに、健康を維持するための重要な習慣でもあります。アンケート調査にみられたように、貧困や世帯の状況は、むし歯や食事へのイメージと密接な関係を持っています。将来にわたって心身とも健やかな子どもを育むため、いすみ市の地域特性を活かした食育・健康増進施策を展開する必要があります。

支援の方針

山海の恵みが豊富な地域特性を活かした食育など、子どもの生活習慣の改善を図るとともに、子どもの居場所づくりや多世代交流、相談支援など、地域とのふれあいを通して心身ともに健やかな子どもの成長を支援します。

Ⅱ-1 地域課題に即した子どものための拠点づくり

子どもの居場所づくりを主な目的とした拠点づくりを推進します。

推進にあたっては、アンケート調査にみられた地域による課題の違いを踏まえて行います。たとえば、多世代交流拠点や子ども食堂の整備について、保護者のニーズは地域によって高低差があったものの、実際に子どもを取り巻く課題の多さがその高低差とまったく符号しているわけではありません。

こうした地域による課題の違いをとらえ、それぞれの地域に必要な機能を持った複合拠点づくりを推進します。

【主な取組】

地域課題をとらえた子どものための複合拠点づくり

子どもの居場所づくりを基本としながら、学びの場や多世代交流、食育など、地域課題に即した機能を備えた拠点づくりを行います。拠点の備える機能については、保護者のニーズや地域の子どもの抱える多様な課題をふまえながら、担い手となる事業主体の資質を見極めつつ検討を行います。

Ⅱ-2 食習慣と健康習慣の啓発

地産地消により、豊かな食資源に恵まれた地域への愛着を醸成するだけでなく、正しい食習慣や歯磨きの習慣づけなど、食と健康に関する総合的な啓発を行うことで、生涯にわたる豊かな生活習慣を育みます。

【主な取組】

食育の推進

保育所や学校などにおいて、幼少期より地産地消による給食指導を行い、地域の食材や食の安全の啓発を推進します。

歯っぴー健診

歯科健診の実施や口腔衛生への関心の向上、フッ化物塗布を含めたう歯予防を推進します。

歯みがき教室

小学生に対し、歯科衛生士による歯みがき指導を行います。

Ⅱ-3 保育・子育て支援関連事業の充実

保育の必要性のある家庭の子どもに対する保育の提供や、保護者の子育ての負担感の軽減のために、保育や子育て支援に関する事業を充実します。

【主な取組】

認定こども園の整備

これまで幼稚園のなかった本市において、1号認定の子どもの受け入れ先を整備し、教育・保育施設の充実に努めます。

子育て支援センター・児童館

地域の乳幼児と親を主な対象として、親子の交流の場の提供、子育て情報の提供、子育て中の親の子育ての悩み・不安の相談に応じます。

放課後児童クラブ

放課後における児童の健全育成のため、保護者が仕事の関係で昼間家庭にいない小学生の児童を対象に、遊びや生活の場を提供します。現在は小学生全学年を対象としています。

子育て情報の発信

母子保健や子育て支援に関する情報を子育て世帯に迅速に提供するため、「いすみ市子育てガイドブック」の配布や、ホームページを見やすく更新するなど、情報発信を充実します。

Ⅱ-4 児童虐待防止の充実

児童虐待は、子どもの健やかな成長と発達を損ない、子どもの人権だけでなく未来を侵害する深刻な問題であり、迅速かつ適切な対応を行います。

【主な取組】

家庭訪問、電話相談

虐待予防・早期発見のために、多様な相談支援を行います。

要保護児童対策地域協議会、児童虐待ケース会議

児童虐待の個別ケースに迅速に対応する、実務者間の連携体制を強化します。

里親制度の充実

虐待などで保護される子どもが、生活基盤を失うことなく家庭復帰できるよう、地域における支援体制を拡充します。

Ⅲ（保護者の）就労支援

対応すべき課題

子どもたちが心身とも安定した生活を送るためには、親の就労状況が安定していることも重要です。このため、生活が困難な世帯に対し、経済的自立に向けた支援が必要です。

支援の方針

求職中の保護者に対し、職業訓練や就業能力向上などの支援を行い、安定した生活につながる施策を展開します。

【主な取組】

各種相談窓口での情報提供・相談支援の連携

子育て世帯の経済状況に関する相談があった際に、迅速に的確な相談対応ができるよう、市と関係団体の連携体制を充実させます。

就労準備支援

生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えているなどの理由で直ちに就労を行うことが困難な方に対し、就労に向けた準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援します。

ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭に対してハローワークなどと連携しながら、自立に向けた相談や各種支援制度(母子父子寡婦福祉資金貸付の相談、就労支援のための制度等)の周知、活用の促進を図ります。

IV 経済支援

対応すべき課題

世帯の収入だけで十分な収入が得られない場合に、最低限の経済基盤が確保できるよう、制度の周知を推進する必要があります。

支援の方針

各種手当や給付、貸付、現物給付（サービス）などを活用しながら、世帯の生活を経済的に支援します。

IV-1 保育料の負担軽減

保育の必要性のある子育て世帯が、経済状況によらず適切な事業を利用できるよう、保育料負担の軽減を図るなどの支援の充実を図ります。

【主な取組】

多子世帯の保育料負担軽減

子育て家庭の保育料負担軽減のため、第二子は保育料を半額、第三子は全額補助しています。

ひとり親世帯の保育料負担軽減

ひとり親世帯の保育料負担軽減を行います。（一定の所得要件があります）

IV-2 医療費の負担軽減

子育て世帯の医療費負担の軽減を図るなど、すべての子どもが必要な医療を適切に受けられるよう支援を充実します。

【主な取組】

未熟児養育医療給付

身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする方に対して、その治療に必要な医療費を公費で一部負担します。

子ども医療費助成・児童医療費助成

出生から中学3年生までを子ども医療費助成、高校1年生から3年生までを児童医療費助成により、高校卒業までの子どもに対して一貫した医療費の助成を行います。

IV-3 各種助成制度活用の促進

子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するための、各種制度について周知を行い、必要な制度の活用を促進します。

【主な取組】

各種子どもに関する手当制度のPR

広報・ホームページ・窓口周知等を通じて、児童手当・児童扶養手当等の各種手当をPRしています。

児童手当

中学校修了前までのお子さんを養育している方に児童手当を支給します。

児童扶養手当

一定の要件を満たすひとり親家庭に対し、生活の安定と自立を助けるために児童扶養手当を支給します。

IV-4 生活困窮者への支援

生活に困窮している子育て世帯に対し、健康で文化的な最低限度の生活を確保できるよう、県や関係機関と連携しながら、相談・支援を行います。

【主な取組】

生活保護

病気や失業などのために日常生活が困難となり、資産や各種援助制度などを活用しても最低限度の生活を維持することができない世帯に、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を図ります。

自立相談支援事業

相談支援員が問題解決に向け、生活困窮者と一緒に考え、支援プランを作成し、自立に向けた支援を行います。

住宅確保給付金

離職によって住居を失った方などに対し、一定期間、家賃相当額を支給するとともに再就職に向けた支援を行います。（一定の資産収入に関する要件があります）

7. 計画の推進・進行管理

市内の状況を把握し、点検しながら推進するため、参考とする指標を設定し、定期的に点検します。設定にあたっては、国の大綱に示される指標を踏まえ、本市における指標を設定します。

また、指標を点検する中で、課題が確認された際には子ども・子育て会議で適宜報告し、ご意見をいただき、必要な見直しを行いながら進めていきます。

点検する指標項目(平成 28 年3月末時点)

項目	現状
①生活保護率	8.6‰
②保育所 1～3階層の割合	26.5%
③小中学校要保護・準要保護児童生徒割合	4.3%
④児童扶養手当受給者数	269 人
⑤乳幼児健診受診率	
4か月児健診	96.5%
1歳6か月児健診	96.4%
3歳児健診	93.4%
⑥子育て支援拠点事業利用者数	29,364 人
⑦4歳児通園率	87%
⑧5歳児通園率	82%

いすみ市
子どもの未来応援事業計画

平成30年3月

いすみ市福祉課子育て支援室

〒298-8501 千葉県いすみ市大原7400-1

電話 0470-60-1120 FAX 0470-63-1252